

千葉県発熱等救急患者受入支援金支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間医療機関において発熱等の救急患者の受入れを実施したことにより医師又は看護師が新型コロナウイルス感染症に罹患し医療機関の業務を休止した場合に、当該医療機関の継続及び再開の準備のため、その開設者に対し、予算の範囲内において、千葉県発熱等救急患者受入支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(支援金の支給)

第2条 市長は、本市内において医療機関を開設している者であって、当該医療機関に勤務する医師又は看護師が当該医療機関において令和5年4月1日以降に実施した発熱等の救急患者の受入れに起因して新型コロナウイルス感染症に罹患し、令和5年5月7日までの間に当該医療機関の病棟を2週間以上閉鎖することにより業務を休止したものに対し、当該医療機関の継続及び再開の準備に充てるため、支援金を支給する。

2 前項の医療機関とは、独立行政法人国立病院機構、国立研究開発法人、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学法人、県、市以外の者が開設した医療機関とする。

3 第1項の病棟とは、千葉県新型コロナウイルス感染症対策事業のうち、病床確保支援事業における補助金交付対象病床（以下、「新型コロナウイルス感染症病床」という。）以外の病床がある階又は室とする。

(支給額)

第3条 支援金の金額は、閉鎖する病床1床当たり1,000,000円とする。ただし、新型コロナウイルス感染症病床は除くものとする。

(支給の申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者は、病床を閉鎖した医療機関ごとに、千葉県発熱等救急患者受入支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 医療機関において発熱等の救急患者の受入れを実施したことを確認できる書類
- (2) 医師又は看護師が当該医療機関において発熱等の救急患者の受入れを実施したことにより新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる書類
- (3) 閉鎖した病棟を図面上で表示したもの

2 市長は、支援金の支給予定額が、予算の範囲を超えると判断した場合は、支援金支給申請の受け付けを終了することができる。

(支給の決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、支援金の支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の支給を決定したときは、千葉県発熱等救急患者受入支援金支給決定通知書（様式第2号）により、支給しないことと決定したときは、千葉県発熱等救急患者受入支援金不支給決定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

(請求)

第6条 前条第2項の規定により支援金の支給の決定を受けた者が支援金の支払い受けようとするときは、千葉県発熱等救急患者受入支援金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(支払い)

第7条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し適当と認めるときは、当該請求のあった日から原則として金融機関の10営業日に該当する日までに、当該請求者に対し口座振込により支援金を支払うものとする。

(支給の決定の取消し)

第8条 市長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給の決定を取り消し、既に支払いを受けた支援金があるときは、当該支援金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により支援金を受給したとき
- (2) 医療機関の業務を継続できなかつたとき
- (3) 医療機関の業務を休止した場合において、当該休止した業務を再開する見込みがなくなつたとき

(関係部署との連携)

第9条 市長は、支援金の支給を適正に行うために必要な事項について、関係部署に情報の提供を求めることができる。

(申請書類の省略)

第10条 市長は、第4条第1号及び第2号に定める書類により証明すべき事実について、前条の規定による関係部署からの情報の提供により確認することができるときは、当該書類の提出を省略して同条の申請を受けることができる。

(支給台帳)

第11条 市長は、千葉市発熱等救急患者受入支援金支給台帳（様式第5号）を作成して、支援金の支給の状況について記録するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

千葉市発熱等救急患者受入支援金支給申請書

年 月 日

（あて先）千葉市長

申請者 住所又は所在地

〒

氏名（法人の場合は名称、代表者職氏名）

※法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人が署名しない場合は記名押印してください。

千葉市発熱等救急患者受入支援金支給要綱第4条の規定により、次のとおり千葉市発熱等救急患者受入支援金の支給を申請します。

業務を休止した医療機関の名称及び所在地	千葉市 区
新型コロナウイルス感染症に罹患した医師又は看護師の氏名及び生年月日	(年 月 日生)
医療機関の病棟閉鎖期間	年 月 日から 年 月 日まで (日間)
支給申請額	円
担当者名 電話番号・メールアドレス	
添付書類	(1) 医療機関において発熱等の救急患者の受入れを実施したことを確認できる書類 (2) 医師又は看護師が当該医療機関において実施した発熱等の救急患者の受入れにより新型コロナウイルス感染症に罹患したことが確認できる書類 (3) 閉鎖した病棟を図面上で表示したもの

様式第2号（第5条第2項関係）

千葉県発熱等救急患者受入支援金支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで支給の申請のあった千葉県発熱等救急患者受入支援金について、次のとおり支給を決定したので、千葉県発熱等救急患者受入支援金支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

受付番号	号	支給対象となる医療機関	
支給決定額		円	
注意事項	偽りその他不正の行為により支援金の支給の決定や支払いを受けたときは、返還いただくことがあります。		

（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第3号（第5条第2項関係）

千葉県発熱等救急患者受入支援金不支給決定通知書

第 号
年 月 日

様

千葉市長



年 月 日付けで支給の申請のあった千葉県発熱等救急患者受入支援金について、次のとおり不支給と決定したので、千葉県発熱等救急患者受入支援金支給要綱第5条第2項の規定により通知します。

受付番号	号	不支給となる医療機関	
不支給の理由			
備考			

（教示）

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第4号（第6条関係）

千葉県発熱等救急患者受入支援金請求書

年 月 日

（あて先）千葉県長

請求者 住所又は所在地
〒
氏名（法人の場合は名称、代表者職氏名）

※法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人が署名しない場合は記名押印してください。

年 月 日付けで支給の決定のあった千葉県発熱等救急患者受入支援金について、千葉県発熱等救急患者受入支援金支給要綱第6条の規定により、次のとおり請求します。

支給対象となる医療機関		
請求額		
振込先口座	金融機関名	
	支店名	
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号	
	口座名義 (カタカナ)	
	口座名義 (漢字)	

